児童手当
児童育成手当
児童扶養手当 のあらまし

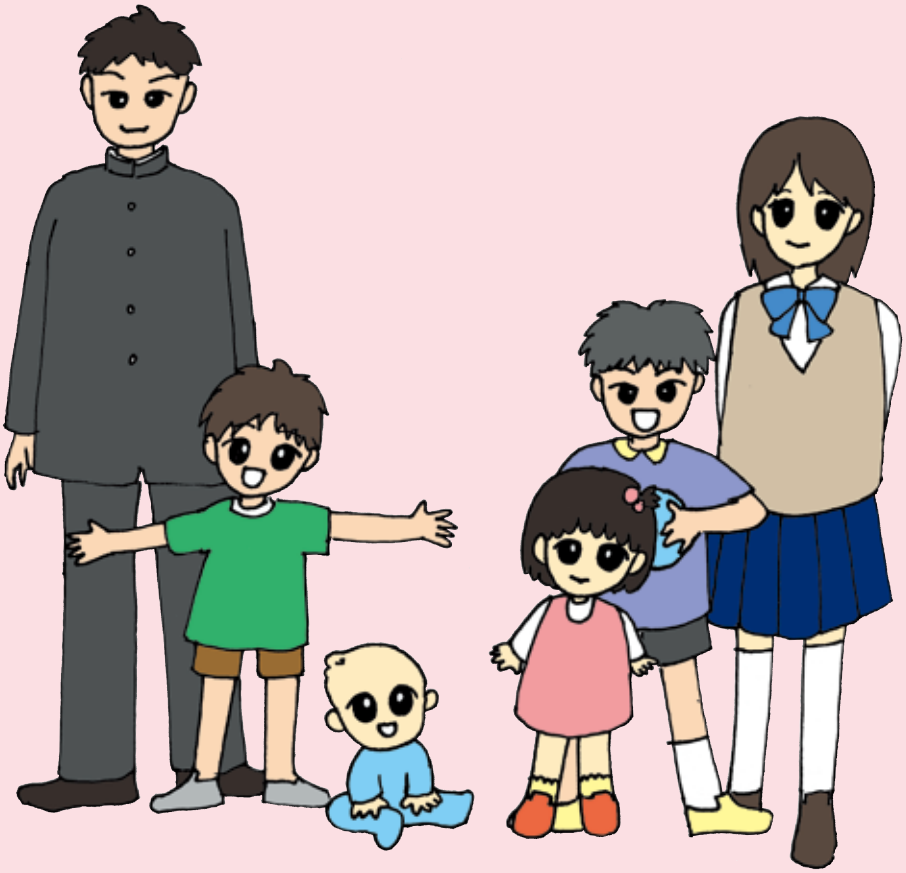

都内に住所があり、それぞれの支給要件に該当する児童を養育している方に各手当が支給されます。

(ただし、各手当の支給制限に該当する場合、その手当は支給されないことがあります。)

☆詳しくは、お住まいの区市町村の各手当担当係までお問い合わせください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

発行　東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課児童手当担当
（令和8年度）

児童手当

支給要件

●高校生年代（18歳に到達する日以後の最初の３月31日までの間にある）までの児童
※所得制限はありません。

支給方法

●原則として毎年、偶数月に前２か月分をまとめて支給
２月（12月から1月までの分）、４月（2月から3月までの分）、
６月（4月から5月までの分）、８月（6月から7月までの分）、
10月（8月から9月までの分）、12月（10月から11月までの分）

手続の際、持参するもの

●認定請求書（各区市町村の窓口にあります。）
●請求者が被用者（会社員等）である場合、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード、健康保険の資格証明書、年金加入証明書の写しなど
●請求者及び配偶者の所得証明書（１月１日以降に他の区市町村に住所が変わった場合）
●請求者の口座番号が確認できるもの（通帳等）
●支給要件によっては、他の書類が必要です。
●マイナンバーを提示することにより、省略できる書類があります。

届出等が必要なとき

●受給者、配偶者及び児童の住所が変わったとき（他の区市町村や海外への転出を含む。）。
●受給者が公務員になったとき。
⚠受給者本人が転出する場合、公務員になった場合には、現在の児童手当の受給資格が消滅します。
転出先の区市町村や勤務先で新たに認定請求書の提出が必要となります。
手続が遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、御注意ください。
●支給対象となる児童が増えたとき（出生、児童福祉施設等を退所したなど）。
●支給対象となる児童が減ったとき（児童を養育しなくなった、児童福祉施設等に入所したなど）。
●受給者、配偶者及び児童の氏名が変わったとき。
●受給者が結婚（再婚を含む）や離婚をしたとき。
●受給者の加入する年金が変わったとき。

詳しくは、区市町村の窓口にお問い合わせください。

児童育成手当

支給要件

育成手当

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童

- 父母が離婚した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障害を有する児童
- 父又は母が生死不明である児童
- 父又は母に１年以上遺棄されている児童
- 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

障害手当

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する者

- 知的障害で「愛の手帳」１・２・３度程度
- 身体障害で「身体障害者手帳」１・２級程度
- 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

支給制限

- 児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 児童が父及び母と生計を同じくしている場合（育成手当の場合のみ）
- 児童が父及び当該父の配偶者又は母及び当該母の配偶者と生計を同じくしている場合
  なお、配偶者には事実上の配偶者を含む（育成手当の場合のみ）。
- 請求者の前年（１月から５月までの月分の手当については前々年）の所得が一定以上ある場合

※支給制限に該当したとき、又は支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失等の届出を行うことが必要です。
届出が遅れた場合は、過払いとなった手当を返還していただくことになりますので、御注意ください。

支給方法

- 原則として毎年、2月（10月から1月までの分）、6月（2月から5月までの分）、10月（6月から9月までの分）に前月分までをまとめて支給

手続の際、持参するもの

- 申請書（各区市町村の窓口にあります。）
- 請求者及び支給要件児童の戸籍謄本（育成手当）
- 支給要件児童の障害の内容がわかる書類（障害手当）
- １月１日現在、他の区市町村にお住まいだった方は当該住所地の区市町村の発行する「所得証明書」（所得額、扶養の状況、控除額のわかるもの）
- 請求者の口座番号が確認できるもの（通帳等）
- 支給要件によっては、他の書類が必要です。
- **マイナンバーを提示することにより、省略できる書類があります。**

※児童育成手当は、区市町村が定める条例等に基づき支給されるため、区市町村により取扱いが異なる場合があります。

児童扶養手当

支給要件

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。）、次のいずれかの状態にある児童

- 父母が離婚した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障害を有する児童（※）
- 父又は母が生死不明である児童
- 父又は母に１年以上遺棄されている児童
- 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

（※）父障害の場合、受給資格者は母又は養育者
母障害の場合、受給資格者は父又は養育者

支給制限

- 児童が里親に委託されている場合
- 児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 児童が父及び母と生計を同じくしている場合（父又は母が障害による受給を除く。）
- 児童が父又は母の配偶者　（事実上の配偶者を含む。）に養育されている場合
- 請求者又はその扶養義務者等の前年（１月から10月までの月分の手当については前々年）の所得が一定以上ある場合
- 請求者又は児童が日本国内に住所を有しない場合

〔児童扶養手当の一部支給等について〕

児童扶養手当は、受給資格者本人の所得が全部支給の所得制限限度額以上の場合は、一部支給となります（受給資格者本人の所得が一部支給の所得制限限度額以上の場合、又は扶養義務者等の所得が所得制限限度額以上の場合は支給停止となります。）。

また、以下の場合も手当の全部又は一部が支給停止となります。

(1)　手当の受給資格者となってから5年等経過後に、受給資格者やその親族の障害・疾病等により就労が困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない場合は所得及び児童の数により計算された支給手当額の2分の1の支給となる可能性があります。手当の受給資格者となってから5年等経過する年の現況届の際に、お住まいの区市町村から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されます。その案内にしたがって、就労をしている等の届出の手続をすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能となります（所得の状況や家族の状況等に変更があった場合は、この限りではありません。）。

(2)　受給資格者又は児童が、公的年金給付や遺族補償等を受けることができるとき。又は、児童が、父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

※障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。

※支給制限に該当したとき、支給要件に該当しなくなったとき、及び受給資格を辞退したいときは、資格喪失等の届出を行うことが必要です。届出が遅れた場合は、過払いとなった手当を返還していただく場合がありますので、御注意ください。

支給方法

●原則として毎年、奇数月に前2か月分をまとめて支給
1月（11月から12月までの分）、3月（1月から2月までの分）、
5月（3月から4月までの分）、7月（5月から6月までの分）、
9月（7月から8月までの分）、11月（9月から10月までの分）

手続の際、持参するもの

●認定請求書（各区市町村の窓口にあります。）
●請求者及び児童の戸籍謄本
●世帯全員の住民票の写し
●1月1日現在、他の区市町村にお住まいだった方は当該住所地の区市町村の発行する「所得証明書」（所得額、扶養の状況、控除額のわかるもの）
●口座振替依頼書（各区市町村の窓口にあります。）
●請求者の口座番号が確認できるもの（通帳等）
●支給要件によっては、他の書類が必要です。
●**マイナンバーを提示することにより、省略できる書類があります。**

児童育成手当及び児童扶養手当共通

届出が必要なとき

●住所を変更したとき。
※住所を変更したときは、14日以内に、住所変更の届出を行ってください。また、都道府県等（区市を含む。）の区域を超えて住所を変更するときは、児童扶養手当は、あらかじめ住所変更の届出を行ってください。児童育成手当は、都内の他区市町村に住所を変更した場合には、新たに申請手続きが必要です。
●受給資格者又は児童が、公的年金給付や遺族補償等を受けることができるとき、又は、児童が、父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき（児童扶養手当のみ）。
●氏名を変更したとき。
●児童の数に増減が生じたとき。
●支給制限に該当したとき。
●支給要件に該当しなくなったとき。
●受給資格を辞退したいとき。

詳しくは、区市町村の窓口にお問い合わせください。

手当額・所得制限

※所得とは、年間総収入額（税込み）から給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額です。その他各種控除等があります。詳しくは、区市町村の窓口にお問い合わせください。

児童手当

対象年齢	手当額（月額）
3 歳未満（1 人につき）	第 1 子、第 2 子：15,000 円　第 3 子以降：30,000 円
3 歳～高校生年代（1 人につき）	第 1 子、第 2 子：10,000 円　第 3 子以降：30,000 円

（注）所得制限はありません。

児童育成手当

手当の種類	手当額（月額）
育成手当	1 人につき　13,500 円
障害手当	1 人につき　15,500 円

所得制限限度額（育成手当・障害手当　共通）

扶養親族等人数	所得制限	扶養親族等人数	所得制限
0 人	366.1 万円	3 人	480.1 万円
1 人	404.1 万円	4 人	518.1 万円
2 人	442.1 万円	5 人以上	1 人につき 38 万円加算

（注1）所得が所得制限限度額以上の場合、児童育成手当は支給されません。
（注2）上記の所得制限限度額は、令和7年6月以後の月分の手当の支給について適用されます。

児童扶養手当

手当額（月額）		
全部支給	48,050 円	第 2 子以降　1 人につき　11,350 円加算
一部支給	48,040 円～ 11,340 円	第 2 子以降　1 人につき　11,340 円～ 5,680 円加算

所得制限限度額

扶養親族等人数	受給資格者本人		配偶者／扶養義務者／孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	69 万円	208 万円	236 万円
1 人	107 万円	246 万円	274 万円
2 人	145 万円	284 万円	312 万円
3 人	183 万円	322 万円	350 万円
4 人	221 万円	360 万円	388 万円
5 人以上	1 人につき 38 万円加算	1 人につき 38 万円加算	1 人につき 38 万円加算

（注 1）受給資格者本人の所得が「全部支給」の所得制限限度額以上の場合は、「一部支給」となります。
（注 2）受給資格者本人の所得が「一部支給」の所得制限限度額以上の場合は、支給停止となります。
（注 3）配偶者･扶養義務者･孤児等の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合は、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。